

埼玉県介護施設等の施設内保育施設助成事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、埼玉県介護施設等の施設内保育施設助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

(施設内保育施設の要件等)

第2条 この事業の対象となる施設内保育施設は、以下のすべての要件を満たすものでなければならない。

(1) 対象児童について

0歳から小学校就学前までの従業員児童を対象としていること。他の介護施設等の従業員児童を受け入れる場合は、定員の半数以下であること。

(2) 構造設備等について

ア 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。

イ 保育室の面積は、乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

ウ 乳児（概ね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

エ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

オ 保育室を2階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

② 二方向の避難路の確保や保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるなど、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8項の基準に適合していること。

カ 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。

キ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

ク 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

(3) 運営について

ア 保育従事者の数は、0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳以上児30人につき1人以上であること。なお、保育従事者の3人につき1人（保育従事者が2人の施設にあっては1人）は保育士の資格を有する者であること。また、常時、保育従事者が2人以上配置されていること。

イ 運営方法は、設置者による直営又は第三者への運営委託とすること。

(4) その他

上記(1)～(3)に定めのない事項については、「認可外保育施設指導監督基準」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に適合していること。

2 この事業の対象となる施設内保育施設は、以下の要件を考慮するものとする。

(1) 設置場所について

利用の便(近接地、通勤経路)への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定しない。ただし、継続的利用が見込まれる場所であること。

(2) 保育時間について

保育時間は、利用する従業員の労働時間を考慮して設定するなど、利用しやすいものであること。

(3) 保育料について

利用者から保育料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならない等、適正な額であること。

(補助金の調整)

第3条 設置者が、当該施設内保育施設の整備及び運営に関して、国、地方公共団体、その他団体等からの補助金等の交付を受ける場合には、この事業に係る補助金を交付しないものとする。

2 当該施設内保育施設に、国、地方公共団体の職員の児童が入所したことにより、国、地方公共団体からその児童のための運営費負担金等が支払われる場合は、当該負担金等は補助対象経費から控除するものとする。

(届出)

第4条 この補助事業の対象となる施設内保育施設については、設置後1か月以内に、「認可外保育施設設置届」を所在市町村保育担当課へ提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から適用する。